

第8 廃棄物再生事業者

1 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして図表75に掲げる基準に適合するときは、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができます（法第20条の2）。

なお、産業廃棄物処理業の許可が必要な者については、この登録によって許可が不要になるものではないことに注意してください。

図表 75 廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第16条の2）

- 1 廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりするおそれのない保管施設を有すること。
- 2 生活環境保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた次の施設を有すること。
 - ① 古紙の再生を行う場合は、古紙の再生に適するこん包施設
 - ② 金属くずの再生を行う場合は、金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ③ 空き瓶の再生を行う場合は、空き瓶の再生に適する選別施設
 - ④ 古纖維の再生を行う場合は、古纖維の再生に適する裁断施設
 - ⑤ ①～④に掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合は、当該廃棄物の再生に適する施設
- 3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 5 その他事業を適正に行うことができる者であること。

2 届出

図表76に掲げる事項に変更があったとき、又は事業場を廃止、休止若しくは休止した事業場を再開したときは、30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

図表 76 廃棄物再生事業者の届出事項（施行令第20条）

- 1 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名を含む。）
- 2 事務所及び事業場の所在地
- 3 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

3 登録の取消し

廃棄物再生事業者が、登録基準に適合しなくなったときや変更、休廃止又は再開の届出をしなかったときは、都道府県知事は、登録を取り消すことができます。